

海賊対処に関する防衛省及び国土交通省の連携要領

防衛省統合幕僚監部首席参事官
国土交通省海事局外航課

1 護衛の申請等手続

(1) 事前登録と護衛申請

国土交通省は、護衛を希望する者に対し、あらかじめ事業者及び船舶の基礎情報を事前登録させたうえで、参加を希望する護衛活動毎に護衛申請を受け付け、防衛省へ連絡する。

(2) 護衛活動等の周知・広報対応

国土交通省は、護衛申請に関する問い合わせなどの窓口を行うこととし、同省ホームページ上の海賊対策ウェブサイト（以下単に「海賊対策ウェブサイト」という。）において護衛申請に係る手順等を公表する。

ただし、護衛の実施に係わる広報等については、防衛省と国土交通省が協力しながら対応する。

(3) 登録簿の作成

国土交通省はあらかじめ護衛申請を希望する全ての事業者及び船舶の基礎情報を登録させ、事業者及び船舶の登録簿を作成し、防衛省に連絡する。その際、下記の日本関連船舶（※）及び関連事業者について、国土交通省が事前認証を行う。

登録簿に変更がある場合は、その都度、防衛省に連絡する。

なお、国土交通省は、登録簿に記載された事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、護衛活動要綱を送付する。

※ 日本関連船舶とは、以下の船舶をいう。

- ・ 日本籍船
- ・ 日本人が乗船する船舶
- ・ 日本船社が運航する船舶
- ・ 日本企業が実質船主又は船舶管理会社である船舶のうち、国土交通省が認める船舶
- ・ 商社・石油会社等の日本荷主のために運航される船舶のうち、国土交通省が認める船舶
- ・ その他、国土交通省が日本に関連すると認める船舶

(4) エスコート・スケジュールの公表

防衛省は、月ごとのエスコート・スケジュールを作成し、国土交通省等の関係省庁にメールで送付するとともに、Maritime Security Centre Horn Of Africa (MSCH0A) ホームページに掲示する。MSCH0Aホームページは、メールアドレス、パスワードを登録した者のみが閲覧できる。

国土交通省は、防衛省から送付のあったエスコート・スケジュールを日本関連船舶の登録事業者に対してメールで送付する。

(5) 護衛申請の受付

登録事業者は、エスコート・スケジュールの中で参加を希望する護衛活動がある場合は、護衛活動要綱の内容を確認した上で、海賊対策ウェブサイトから護衛申請書のフォーマットをダウンロードし、必要事項を記載のうえ、国土交通省が定める期限までに国土交通省に提出する。

国土交通省は護衛申請隻数が防衛省の指定する隻数を超えた場合は、日本関連船舶を優先しつつ、護衛を申請した船舶の脆弱性、個別に考慮すべき事項、申請時期等を総合的に勘案して護衛対象船舶を選定し、護衛開始日の前々日の日本時間午前9時までに、日本関連船舶の判別、多数の日本人を乗船させているなど特に護衛する必要性が高い日本関連船舶であるか否かの区別及び護衛対象船舶と護衛対象としなかった船舶との区別を明確にして、申請簿に取りまとめて防衛省に連絡する。

護衛対象とするか否かについては、この時点で、国土交通省から申請者に対し通知するとともに、当該申請者に対し、ガイドラインを送付するものとする。なお、護衛対象としなかった船舶については、申請者等にその理由については説明しないものの、同行することは容認する旨通知する。

(6) エスコートフォーメーションの送付

現場部隊は、国土交通省からの連絡に基づき、護衛対象船舶、護衛対象としなかった船舶（同行船舶）、護衛開始時刻、護衛時の隊形、航行速度等が記載されたエスコートフォーメーションを作成し、原則、護衛開始日の日本時間午前0時までに、護衛対象船舶に送付する。

護衛対象船舶は、護衛開始日の日本時間午後0時までにエスコートフォーメーションに返信することにより、現場部隊に対して、護衛を受けることに関する最終的な意思表示をする。

なお、エスコートフォーメーションは、国土交通省が護衛対象としなかった船舶（同行船舶）にも送付する。

(7) 船舶・貨物・乗組員の審査

国土交通省は、護衛を申請した船舶及び当該船舶に積載する貨物に関して特別な審査は行わない。他省庁から護衛対象として相応しくない船舶に

関して連絡を受けた場合は、原則、護衛対象から除外する。

(8) 虚偽の申請等

申請内容に虚偽の内容があった場合や悪質な申請事業者等に対しては、当該申請事業者からの以後の申請について、受け付けない。

2 申請期日を過ぎた後の対応等

(1) 新たに申請をする船舶への対応

申請期日が過ぎた後に、護衛を受けることを希望する事業者は、護衛開始日に現場部隊からの指示に従い、必要な事前登録を行うとともに、申請書を防衛省及び国土交通省に提出するものとする。

この場合において、護衛対象船舶に余隻があるときは、申請書に記載された内容を確認の上、護衛対象に含めることとし、護衛対象船舶に余隻がないときは、原則として、同行を容認するものとする。

ただし、当該事業者に係る船舶が日本関連船舶であって、護衛対象船舶に日本関連船舶以外の船舶が含まれる場合において、護衛対象船舶に余隻がないときは、当該事業者に係る船舶を護衛対象に含めることとし、それに伴い防衛省の指定する隻数を超える分の日本関連船舶以外の船舶については同行を容認するものとする。

その際、防衛省は、必要に応じて、国土交通省に、護衛を申請した船舶が日本関連船舶に該当するかどうかを確認する。

また、国土交通省は、護衛を申請した船舶が、多数の日本人を乗船させているなど特に護衛する必要性が高い日本関連船舶である場合には、直ちにその旨を防衛省に連絡する。

(2) 会合に遅れた護衛対象船舶への対応

護衛対象船舶が現場部隊との会合に遅れた場合、原則として、当該船舶は護衛対象船舶から外れたものとする。また、現場部隊は原則として、会合に遅れた護衛対象船舶を待たずに航行を開始する。

ただし、1(5)又は2(1)の特に護衛する必要性が高い船舶として国土交通省から防衛省に連絡された日本関連船舶が会合に遅れた場合には、当該日本関連船舶の護衛を優先する。この場合において、その他の護衛対象船舶が個別に行動するときは、当該船舶は護衛対象船舶から外れたものとする。

なお、申請者の事情等により会合に遅れる場合や、護衛を自ら辞退する際には、護衛対象船舶は必ず現場部隊に連絡することとし、連絡のない場合は、原則として、以後の当該申請者からの申請は受け付けない。

(3) 護衛を辞退する船舶への対応

速力等の関係で、護衛を自ら辞退する場合は、護衛対象船舶から現場部

隊に連絡することとし、その時点をもって、原則として、当該船舶は護衛対象船舶から外れたものとする。

ただし、１（５）又は２（１）の特に護衛する必要性が高い船舶として国土交通省から防衛省に連絡された日本関連船舶が護衛活動要綱に定められた速力を維持できない場合等には、現場部隊は当該日本関連船舶への対応が優先される旨を当該日本関連船舶に連絡することとし、当該日本関連船舶が引き続き護衛を希望する場合は、当該日本関連船舶への対応を優先する。この場合において、その他の護衛対象船舶が個別に行動するときは、当該船舶は護衛対象船舶から外れたものとする。

（４）指示に従わない護衛対象船舶への対応

護衛対象船舶が現場部隊の指示に従わずに個別に行動する場合、原則として、当該船舶は護衛対象船舶から外れたものとする。

（５）現場における船舶確認

現場海域において、護衛対象船舶以外の船舶の防護等を行う際の当該船舶が日本関係船舶に該当するかどうかの確認は、原則として防衛省が実施するが、必要に応じて国土交通省も協力するものとする。

3 入域通報について

国土交通省は、現場部隊の護衛を受けずにアデン湾を通過する日本関連船舶を把握するため、当該船舶を運航等する事業者に対して、アデン湾に入域する際の「入域通報」を提出させ、防衛省に連絡する。

4 不測事態への対応について

防衛省及び国土交通省は、不測事態に対応するため、２４時間対応できる連絡体制を構築し、速やかに相互に連絡する。